様式編

を 事 並 在 所 世 美 正 ら る	- 9 罹災証明書	Ì				· 4-9 i	霍災証明書			
電気配列車 (居住者用)   個 災 証 明 書   日本	.1				_				胜	Æ
世 寿 生 氏 名					ਰ ।			罹災証明書	ų	
医療 第 成 員	世帯主住	所		.1	.1		世帯主住所			
医療・ 集成 具	世帯主氏			<u> </u>		1	世帯主氏名			
世帯構成員    世帯構成員   世帯構成員   世界機成員   世界機成員   単版   一番機成型   単版   一部機成型   中間機構を関する   中間機構を関する   中間機構を関する   中間機構を関する   中間機能を関する   中間を関する   中間を								氏名	生年月日	鍍
世 帯 博 成 具		7						5.477		
歴 災 原 日	世帯構成	e -								-
展 災 原 団		300 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00	700	2			医带情数量:		100	_
種類原因   年 月 日   による。   「			i i					920	- 13	3
<ul> <li>蔵 災 住 家 ※ の 所 在 地 位 京 ※ の 日 全族 日本機(主義 日本機(主義 日本機(主義 日本機(主義 日本機 日本機 日本機 日本機 日本機 日本機 日本機 日本機 日本機 日本機</li></ul>			.1	.1	.1 .1				- S	
<ul> <li>蔵 災 住 家 ※ の 所 在 地 位 京 ※ の 日 全族 日本機(主義 日本機(主義 日本機(主義 日本機(主義 日本機 日本機 日本機 日本機 日本機 日本機 日本機 日本機 日本機 日本機</li></ul>	10.0		at.			_				
<ul> <li>蔵 災 住 家 ※ の 所 在 地</li></ul>	種 災 原	<b>8</b>		a a	ı		羅災原因。	年 月 日	による。	8
世 京 ※ の 日 全族 日 大規模半級 日 中規度半級 日 半級 日 単級 日 単級 日 単級 日 単級 日 単級 日 単級 日	被災住家	ж.	A.	- 20	,		被災住家**の 部本地			
## 等	住 家 ※	の 🗆 全線			半樓		住家の被害※の	□全課 □大規模半課 □中規模半課 □半	悪 □準半振 □準半振い (一部機)	至らない 腹)。
※住家とは、現に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している連動のこと。(被災者生活再建文程全や災害教助法による住宅の応急修理等の対象となる住用している連動のこと。(被災者生活再建文程全や災害教助法による住宅の応急修理等の対象となる住意)。  ・	被害の程	度 日 準半	機 □ 準半機に至らた	ない(一部損疲)。			備考			
上配のとおり、相違ないことを証明します。 年月日 上配のとおり、相違ないことを証明します。 年月日 行田市長 (印)	7									
行田市長 印	※ 住家とは、現代 用している建物(	居住(世帯が				- TN	る連物のこと。(被)	<ul><li>(世帯が生活の本機として日常的に使用し 災害生活再建支援金や災害救助法による住物</li></ul>	ていることをいう。)の Eの応急維理等の対象と	ために使 なる住意
上記のとおり、相違ないことを証明します。 年 月 日。 行田市長	※ 住家とは、現代 用している建物( る住家)。	居住(世帯が				- th	る産物のこと。(後) 住家以外の被害。	災者重活再建文機会や災害救助法による住物	ていることをいう。)の Eの応急維理等の対象と	ために# なる住息
年 月 日. 行田市長	※ 住家とは、現代 用している建物( る住家)。	:居住(世帯が ちこと。(被災者		助決による住宅の応急線が		- th	る建物のこと。(被) 住家以外の被害。 肥のとおり、相違な	災害重活再建文機会や災害救助法による住物 。 いことを証明します。	ていることをいう。)の Eの応急修理等の対象と	ために借なる任息
行田市長	※ 住家とは、現代 用している建物( る住家)。	:居住(世帯が ちこと。(被災者		助決による住宅の応急線が		- th	る建物のこと。(被) 住家以外の被害。 肥のとおり、相違な	災害型活再建支機会や災害救助法による住物 。 いことを証明します。 目	Eの応急線程等の対象と	ために飲なる住場
行田市長	※ 住家とは、現代 用している建物( る住家)。 ・ 住家以外の被	:居住(世帯が うこと。(被災者	i 生活再建支援金 や災害飲	助決による住宅の応急線が		- th	る建物のこと。(被) 住家以外の被害。 肥のとおり、相違な	災害型活再建支機会や災害救助法による住物 。 いことを証明します。 目	Eの応急線程等の対象と	ために飲む なる住身
	※ 住家とは、現代 用している建物( る住家) ・ 住家以外の被 上記のとおり、作	:居住 (世帯が) のこと。(被災者 客・	i 生活再建支援金 や災害飲	助決による住宅の応急線が		- th	る建物のこと。(被) 住家以外の被害。 肥のとおり、相違な	災害型活再建支機会や災害救助法による住物 。 いことを証明します。 目	Eの応急線程等の対象と	ために機なる住家 なる住家
	※ 住家とは、現代 用している建物( る住家) ・ 住家以外の被 上記のとおり、作	:居住 (世帯が) のこと。(被災者 客・	i 生活再建支援金 や災害飲	助後による住宅の応急線が		- th	る建物のこと。(被) 住家以外の被害。 肥のとおり、相違な	災害型活再建支機会や災害救助法による住物 。 いことを証明します。 目	Eの応急線程等の対象と	ために使家
	※ 住家とは、現代 用している建物( る住家) ・ 住家以外の被 上記のとおり、相	:居住 (世帯が) のこと。(被災者 客・	i 生活再建支援金 や災害飲	助後による住宅の応急線が		- th	る建物のこと。(被) 住家以外の被害。 肥のとおり、相違な	災害型活再建支機会や災害救助法による住物 。 いことを証明します。 目	Eの応急線程等の対象と	ために使家
	※ 住家とは、現代 用している建物( る住家) ・ 住家以外の被 上記のとおり、相	:居住 (世帯が) のこと。(被災者 客・	i 生活再建支援金 や災害飲	助後による住宅の応急線が		- th	る建物のこと。(被) 住家以外の被害。 肥のとおり、相違な	災害型活再建支機会や災害救助法による住物 。 いことを証明します。 目	Eの応急線程等の対象と	ために検なる住房